

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案の概要

- 1 給料の調整額の算定の基礎となる調整基本額を次のとおり改めることとした。

旧

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	<u>5,900円</u>
2 級	7,400円
3 級	<u>8,400円</u>
4 級	8,700円
5 級	9,600円

新

調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	<u>6,000円</u>
2 級	7,400円
3 級	<u>8,500円</u>
4 級	8,700円
5 級	9,600円

→

備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。

$$\text{給料の調整額} = \text{調整基本額} \times \text{調整数}$$

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 施行期日は次のとおりとする。  
公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用

条 例 等 立 案 表

<p>題名</p> <p>徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名</p> <p>教育委員会教職員課</p>
	<p>担当者名</p> <p>山 星 茂</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 一 二 六</p>
<p>制定理由</p> <p>技能労務職員の給与に関する規則の一部が改正されることに伴い、本県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与についても所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 職務の級が一級及び三級である職員の調整基本額を改めることとした。</p> <p>二 この規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p> <p>技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十二年徳島県条例第六号)</p> <p>技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年徳島県規則第八十一号)</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十四年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表その2の表中「5,900円」を「6,000円」に、「8,400円」を「8,500円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

改 正 案	現 行																								
<p>別表（第二条関係）</p> <p>その1 適用区分表 （略）</p> <p>その2 調整基本額表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td style="text-align: center;"><u>8,500円</u></td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。</p>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>6,000円</u>	2 級	（略）	3 級	<u>8,500円</u>	4 級	（略）	5 級	（略）	<p>別表（第二条関係）</p> <p>その1 適用区分表 （略）</p> <p>その2 調整基本額表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>調整基本額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>5,900円</u></td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td style="text-align: center;"><u>8,400円</u></td> </tr> <tr> <td>4 級</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 職務の級は、技能労務職員の給与に関する規則別表第一の給料表の職務の級を示す。</p>	職務の級	調整基本額	1 級	<u>5,900円</u>	2 級	（略）	3 級	<u>8,400円</u>	4 級	（略）	5 級	（略）
職務の級	調整基本額																								
1 級	<u>6,000円</u>																								
2 級	（略）																								
3 級	<u>8,500円</u>																								
4 級	（略）																								
5 級	（略）																								
職務の級	調整基本額																								
1 級	<u>5,900円</u>																								
2 級	（略）																								
3 級	<u>8,400円</u>																								
4 級	（略）																								
5 級	（略）																								